

本合同会合に係る委員意見一覧

		委員意見 (10/15、11/6、1/9、2/5、3/19、6/4、7/3の委員会発言)
項目	着目する観点	<p>赤字：中環審 第1回委員会(H19.10.15)                      青字：社整審・中環審 第1回合同会合(H19.11.6)                      紫字：社整審・中環審 第2回合同会合(H20.1.9)                      緑字：社整審・中環審 第3回合同会合(H20.2.5)                      黄字：社整審・中環審 第4回合同会合(H20.3.19)                      灰字：社整審・中環審 第5回合同会合(H20.6.4)                      黒字：社整審・中環審 第6回合同会合(H20.7.3)</p>
I)3Rの推進に向けた横断的取組		
(1)発生抑制、再使用及び再生資材の利用の推進	①発生抑制の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>構造物の保全策というものを考えて、長寿命化を行う工夫が必要である。【横田委員】</b></li> <li>・<b>住宅に関しては、200年住宅を目指している。【村上委員】</b></li> <li>・発生抑制を建り法で促進するべきである。(建築の素材・建て方の長寿命化、リサイクルしやすい部材)【横田委員】</li> <li>・現時点では、建り法による発生抑制の効果が無いので、効果が出るようにすることが必要である。【崎田委員】</li> <li>・(資料3について)発生抑制の強化、再使用、再生資材の利用促進について、今後の方向性の表にも同じグレードで入れて頂きたい。【高戸委員】</li> <li>・長期対応住宅整備促進法の内容について、整理をしてこの場に情報提供頂けないか。【酒井委員】</li> <li>・発生抑制については、長寿命化住宅を建てていくところから入っていかないといけないので、社会の関心を高めていくことも大変重要である。【崎田委員】</li> <li>・長寿命化についての賦課金について、大変なのでなかなか入らないのだが、今回も見送りということになりそうで、ちょっとどうかなと思う。総理も長寿命化に関してかなり気にしているようなので、具体的な案が出てくると良いのだが、内心忸怩たるところがある。【大塚委員】</li> <li>・発生しなかったものをどれだけ抑制したかを定量化するのは非常に難しい。取組は緒に就いたばかりというのは、データが見えてこないからそう思いこんでいるだけという面も多々あるのでは。個々の事業者としてはそれなりに発生抑制の取組を行っている。できれば、データの把握方法を検討してもらえないか。【米谷委員】</li> <li>・建り法の届出書に添付する計画書の中に、再資源化の方法等のみならず、発生抑制の方法を記載する項目があれば良いのでは。新築・増築、修繕・模様替、工作物等に関して書く欄を設けるのはいかがか。【高戸委員】</li> <li>・土木工事では土工のバランスなど、従来から発生抑制に厳しく関与しているが、その取組を外に全然出していなかった。努力を見えるようにやって頂いたら、3Rの第1番目の発生抑制が進んでいるということを大きくPRできるのではないか。【嘉門委員長】</li> <li>・発生抑制、再使用、再生資材の利用について、建設リサイクル法基本方針で概念を示していくのであれば、法の緩やかな範囲の拡大を意識していった方がいいのでは。特に再生資材の利用はちゃんと視野に入れていかないとリサイクルの流れができあがらない。【酒井委員】</li> <li>・CO2発生抑制の観点から、住宅の長寿命化や廃棄物の3Rとの位置付けを明確にすると、国民の意識が高まるのではないか。【織委員】</li> <li>・(住宅の長寿命化について)制度名(法律名)、中身のポイントまで踏み込んで紹介すべきではないか。【酒井委員】</li> <li>・3RやCO2対策も重要であり、おざなりにしないようにしてほしい。【酒井委員】</li> </ul>
	②再使用・再生資材の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>資材メーカーやハウスメーカーは、リユースやリサイクルの容易な建材について取り組む必要がある。【大塚(直)委員】</b></li> <li>・リデュースやリユースをどうするかをいれ込むことは、この法律の前提として大事。【崎田委員】</li> <li>・[再掲](資料3について)発生抑制の強化、再使用、再生資材の利用促進について、今後の方向性の表にも同じグレードで入れて頂きたい。【高戸委員】</li> <li>・建材のリユースについては、古材を登録して情報を流すような仕組みを作ろうというNPOの動きが起こりつつあるので、そういう動きも反映できる形で、社会へ発信できればいいなと思っている。【崎田委員】</li> <li>・[再掲]発生抑制、再使用、再生資材の利用について、建設リサイクル法基本方針で概念を示していくのであれば、法の緩やかな範囲の拡大を意識していった方がいいのでは。特に再生資材の利用はちゃんと視野に入れていかないとリサイクルの流れができあがらない。【酒井委員】</li> <li>・再利用に関する検討について、NPOの事例の追加しても良いのではないか。【崎田委員】</li> <li>・再利用について、市民団体、自治体、商工会の取組を具体的に記述すべきである。【横田委員】</li> <li>・単に分別解体・再資源化するだけでなく、なるべく再使用に回るべきである。【横田委員】</li> <li>・[再掲]CO2発生抑制の観点から、住宅の長寿命化や廃棄物の3Rとの位置付けを明確にすると、国民の意識が高まるのではないか。【織委員】</li> <li>・移動式コンクリート破砕機等による現場内の自ら処理に対して、規制強化が進むことへの配慮をお願いしたい。【米谷委員】</li> </ul>
(2)建設廃棄物の流れの「見える化」	①建設廃棄物の流れの「見える化」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用負担に対する発注者の意識改革が必要であり、契約書の「見える化」が重要。【崎田委員】</li> <li>・廃棄物の所在がリアルタイムに把握するシステムができれば、問題は解決できる。【野城委員】</li> <li>・アクセスコントロールされた電子マニフェストの共通データベースを、再資源化業者がそれぞれの目的で利用できるようにすることも論点に含めて欲しい。【野城委員】</li> <li>・物流の情報管理に関して、関係者の連携や役割分担を整理すべき。【古市委員】</li> <li>・再資源化の促進、適正処理の推進、両方の目的で、物流の透明化・効率化が重要。【佐藤委員】</li> <li>・小規模な収集運搬業者は電子マニフェストに対応できないので、大手が代表して情報管理を行うべき(委託したからといって、不透明になるとはいえない)。【佐藤委員】</li> <li>・(佐藤委員発言に対し)まずは排出事業者が責任を全うすべき。収集運搬者では情報管理できない。誰でもできる電子化システムでないといけない。【村上委員】</li> <li>・物流情報の把握をどうするかという論点を挙げて、意見を整理したほうが良いのではないか。【野城委員】</li> <li>・収集・運搬業者と処理業者すべてに電子マニフェストは義務づけるべきである。【佐藤委員】</li> <li>・熱心に取り組んでいる事業者の取り組みを発信、応援して不法投棄を徹底的になくしていくためにも、各分野の情報をつなぎ、最終的に行政の環境部署と建設部署がきちんと情報をチェックでき、みんなが社会に対して発信できるような仕組みの構築について考えることが重要である。【崎田委員】</li> <li>・資料の整理の仕方として、現状は非常に断片的な記述内容のような気がするので、最上位に何があって、それを実行するためにどのような制度・仕組みが必要かという階層化が必要。【古市委員】</li> <li>・行政が再資源化の状況をきちんと把握していく事が重要。横断的取組でリサイクル及び適正処理の物の流れと情報をどう「見える化」していくかという全般論に関わってくるので、全体像の情報に関して一元的に皆さんと意見交換をしていくような流れを持っていただきたい。【崎田委員】</li> <li>・電子マニフェストに委ねられている記述が多いが、普及するまでの対応をどうするか。【大塚(直)委員】</li> <li>・電子マニフェストが普及しなかった理由を踏まえた今後の取り組みを整理すべきである。【南部委員】</li> <li>・(電子マニフェストについて)普及率の急速な増加とは、何か明確に記載すべきである。【古市委員】</li> </ul>

項目	着目する論点	委員意見
(3)建設リサイクル市場の育成	①建設リサイクル市場の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルマーケットが自由に動くためには基本的には価格の問題になるので、リサイクル品が競争力を持つような仕組み、例えば廃棄物税等によって中間処理施設とか再資源化施設への助成等がないと、バージン原材料との競争力が保てないため、マーケットは育たないのでは。長期的なテーマとして考えるべき。【後藤委員】</li> <li>・手元マイナスで売買されたものの運搬は廃棄物であるという考え方が、リサイクル市場の価格形成を非常に歪めており、市場が育たない。廃棄物処理法が価格に介入しているので、ぜひ改めていただきたい。【佐藤委員】</li> <li>・佐藤委員の意見について、環境省も通知により廃棄物処理法の規制が厳しくないところに少しずつ穴をあけているので、基本的に現行のままでもいいと考えている。廃棄物の定義については、有価か無価かの区切りに問題がないわけではないが、明確な基準がとにかく必要なので、これは一つの方法だと考えている。【大塚委員】</li> </ul>
(4)分別解体、再資源化に係る情報提供	①分別解体、再資源化に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化における需要と供給の結びつきを作り、経済的取引がスムーズに進むために、どのような情報インフラを構築したらよいか、表中に挙げて頂きたい。【野城委員】</li> <li>・ライフサイクルを通じて情報伝達が発生抑制につながるという環境政策全般の大きな流れがあり、上流からのサプライチェーン情報の流れも図示頂きたい。【織委員】</li> <li>・分別解体の取組や施工方法に関する情報を流すルートについても工夫が必要。【織委員】</li> </ul>
(5)建設リサイクル法の周知・啓発の充実	①建設リサイクル法周知・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設リサイクルに対する市民の関心が薄いのではないかと。住民意識の高い自治体では敏感になってそれなりの対応をしている。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・取締りの強化や分別解体の徹底と、発注者の適切なコスト負担に対する理解・意識の向上策とはセットで考えるべき。【清家委員】</li> <li>・発注者は、自分が不法投棄に関与しているという情報が十分でないため、費用負担意識が高くなく、低コストを求めてしまう傾向がある。【織委員】</li> <li>・建設リサイクルについて、建設業者は知識があっても、結局発注者に知識がないことから、発注者に対しては啓発だけでなく、届出内容を厳しくしたり、責任を強化するなどしなければなかなか難しいのでは。【後藤委員】</li> <li>・事業者、周辺住民の意識向上や啓発のため、現場標識に法律の意味を記載してはどうか。【清家委員】</li> <li>・市民が発注者になるのは人生に1, 2度であり、啓発努力が必要である。【南部委員】</li> </ul>
(6)建設リサイクルに関する技術開発等の推進	①建設リサイクルに関する技術開発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルの容易な建材を提供するように生産段階からの工夫が必要である。【横田委員】</li> <li>・製造メーカーによる解体やリサイクルの容易な建材の供給が必要である。【米谷委員】</li> <li>・リユース、リサイクルがしやすい住宅の設計について、記述を入れて頂きたい。【大塚(直)委員】</li> </ul>

項目	着目する論点	委員意見
<b>Ⅱ)建設リサイクルの促進</b>		
(1)分別解体における取組の推進	①対象規模基準のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象規模以下の工事で不適正処理が行われているのではないかと考えており、基準を引き下げべき。【米谷委員】</li> <li>・個人住宅の規模が小さくなってきているので規模を引き下げる方向で考える方がよい。【崎田委員】</li> <li>・修繕の基準は金額が大きすぎるので適正に直して欲しい。【崎田委員】</li> <li>・規模は全て引き下げまたは撤廃すべき→50m<sup>2</sup>、300m<sup>2</sup>、5000万円【高戸委員】</li> <li>・規模引き下げは基本的には賛成だが、少量の廃棄物を効率的に収集・運搬する仕組みを作らないと、非常に無駄なCO<sub>2</sub>が発生することになる。【佐藤委員】</li> <li>・不法投棄と規模の関係について明確な証拠はない。大きな規模の建設現場からでも不法投棄は発生している。【村上委員】</li> <li>・規模の引き下げには反対。届出の充実など制度監視の仕組みを検討すべきで、規模引き下げはもう少し先でいいのではないかと。【平田委員】</li> <li>・小規模工事が不適正処理の大きな原因であれば規模を引き下げないといけないが、現実的に把握できない。行政事務が増えることになるので、総合的に、バランス良く考えないといけない。【森委員】</li> <li>・規模を下げたときにどのような問題が発生するのか、自治体の立場から分析すべき。【南部委員】</li> <li>・建築物の修繕・模様替の場合のカバー率を把握して頂きたい。【米谷委員】</li> <li>・最終的にどのような手順で判断されるのか。多数決か、意見を聞き置いて事務局で判断するのか。【出野委員】</li> <li>・解体工事について、80m<sup>2</sup>以上と以下で質的な違い(不適正処理につながる危険性など)があるか教えて頂きたい。【杉山委員】</li> <li>・現行対象工事における適正処理やリサイクル状況のト्रेसはなされておらず、届出状況も悪い。まず現行制度に基づきしっかりやった上で、規模変更は検討すべき。【村上委員】</li> <li>・地球温暖化の問題でも、中小事業者はなかなか規制がかからず、環境配慮の徹底が遅れている。循環型社会の分野でもできるだけ多くの方にきちんと取り組んで頂くにはどうしたらいいか、ちゃんと考えてはどうか(対象規模引き下げを検討してはどうか)。【崎田委員】</li> <li>・規模基準引き下げに関しては、企業規模は関係ない。中小業者も80平方メートル程度の建築物は十分に解体している。議論するとすれば、基準引き下げによって得る効果があるかどうかである。規模基準を下げた事務の煩瑣が出ることの方が多ければ、現状制度の内容を濃くやっていくことが望まれる時期なのでは。【村上委員】</li> <li>・中間的整理(案)の規模基準、有害物質、特定建設資材の考え方について、賛成である。この流れでぜひともステップを踏んでいきたいと考えている。【平田委員】</li> <li>・まずは制度監視が重要であって、その後に品目追加、規模基準の引下げ等の検討をすべき。【平田委員】</li> </ul>
	②分別解体等に係る施工方法に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より一層リサイクルを進めるためには現場分別を進める必要がある。【村上委員】</li> <li>・[再掲]分別解体の取組や施工方法に関する情報を流すルートについても工夫が必要。【織委員】</li> <li>・(106)機械施工のただし書きについて、条文を引用すべきではないか。【大塚(直)委員】</li> </ul>
	③分別解体時における有害物質の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石膏ボードと有害物質を同一視すべきでない。【村上委員】【平田委員】</li> <li>・付着物・残存物品については写真を添付させるなど、事前調査の徹底を図るべき。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・付近住民への説明の同意書を提出させることも必要ではないか。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・特定建設資材以外で分別に留意すべきもの(アスベスト、PCB、フロン等)も含めた形で分別基準を定められれば実効性が上がる。法律の構成上難しいならば、届出書の事前調査項目に書き込むような書式にすればよい。【米谷委員】</li> <li>・アスベストは付着の有無の判断が曖昧なので、判断基準、事前調査のレベル等の情報の充実とセットで整備する必要あり。【清家委員】</li> <li>・有害物質の取扱いについては、作業者の健康保護、周辺的生活環境保護、分別の適正処理のシステム構築が必要。建設リサイクル促進というポイントだけに落とし込まず、他法令も含めた横断的事項として整理すべき。【酒井委員】</li> <li>・CCAは再資源化困難な木くずの事例に含めるべき。【平田委員】</li> <li>・再資源化に支障を来す建設副産物の現場分別を徹底するという意味から、石綿、フロン、PCB等に関しては、分別解体等の方法等の書式の中にこれらの有害物の有無について記載することを引き続き検討対象として頂きたい。【米谷委員】</li> <li>・[再掲]中間的整理(案)の規模基準、有害物質、特定建設資材の考え方について、賛成である。この流れでぜひともステップを踏んでいきたいと考えている。【平田委員】</li> <li>・石膏ボードはむやみに危険ではなく、石綿と同様と思われないように留意すべきである。【嘉門委員長】</li> <li>・石綿・PCBと石膏・CCAが同じ並びでは誤解を招くので、分けて記述すべき。【平田委員】</li> <li>・CCAは毒性もゆるく粉じんもないので、石綿とは別に考えるべきである。【村上委員】</li> <li>・低濃度PCB処理について検討がなされているはずだが、中間とりまとめから言葉が消えてしまうのは良くないのではないかと【崎田委員】</li> <li>・有害物質の取扱いについては、特定建設資材のリサイクルに限定した極めて狭い範囲で捉えられているため、PCBやフロン等もこの中に入れて頂きたい。【米谷委員】</li> <li>・断熱フロンをしっかりと分解させることが重要である。【森委員】</li> <li>・石綿については予防安全の見地より、収集運搬・中間処理工程における作業者については、自主的活動として石綿特別教育を受講し、リスク回避にあたらせるべきである。【平田委員】</li> </ul>
	④対象建設工事の事前届出・通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前届出・通知においてより詳細な届出内容・調査が必要。【村上委員】</li> <li>・届出書に再資源化施設名を別紙で添付すべき。【高戸委員】</li> <li>・事前届出に13条の契約書面内容を記載すべき。【森委員】</li> <li>・現在の届出のどこが不都合なのか。届出を複雑にすれば、発注者の負担になり届出されなくなることも含めて検討すべき。【南部委員】</li> <li>・事前届出は、仮設を除いて直前までOKとすべき。【高戸委員】</li> <li>・解体時までの設計図書の保存義務を追記して頂きたい。【三本委員】</li> <li>・[再掲]建設リサイクルに対する市民の関心が薄いのではないかと。住民意識の高い自治体では敏感になってそれなりの対応をしている。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・一部自治体では届出への契約写しの添付を実施。金額の記入は、下請けに対する適正処理の確保にもつながる。【森委員】</li> <li>・法13条の書面契約は非常に良い制度であり、県によっては届出の際に契約書の写しを添付させている。これを見直しの一つの例として出して頂ければと思う。【森委員】</li> <li>・自治体により様式が異なる事に対し、事業者の批判があるようなので、統一すべきである。【大塚(直)委員】</li> <li>・届出内容の充実について、13条書面の写しの添付や届出様式記入欄の充実等、関係者の負担にならない程度に検討してもらいたい【森委員】</li> </ul>

項目	着目する論点	委員意見
	<p>⑤解体工事の登録制度</p> <p>⑥分別解体等における工事内容及び費用の明確化</p>	<p>・解体工事の現状把握が必要である。(市場規模、建設業許可業者との関係等)【出野委員】</p> <p>・建築と解体で分けた議論、仕組みづくりをお願いしたい。【出野委員】</p> <p>・解体工事登録に欠格要件がないのは問題(廃掃法許可を取り消しても、自ら処理なら業務可能)。【森委員】</p> <p>・解体工事に関して、業界育成の観点からも建設業法・廃棄物処理法のような欠格要件について検討が必要。【森委員】</p> <p>・解体工事の実態調査をやって頂きたい。【出野委員】</p> <p>・解体工事登録は非常にハードルが低く、登録業者でも適正処理や解体を行ってない業者が多いのではないか。【出野委員】</p> <p>・建り法において、解体工事の欠格要件がない背景を説明頂きたい。(過去の議論の経緯や今後の見通しについて)【酒井委員】</p> <p>・解体の登録制度は、規制だけでなくスキル向上、育成も含められており、ぜひそこは光らせて頂きたい。【森委員】</p> <p>・解体工事の独立業種化は、どこの省庁でも議論の対象にはなるが結論が出ない状態が10年、20年続いている。あと2,30年すれば解体工事は極端に減ってくるので、今やらなければ意味がない。各業界のみならず、各省庁の横断的取り組みをお願いしたい。【出野委員】</p> <p>・解体業の登録数が減っているのが少し気になっていて、可能な限り業として把握するという方向性を打ち出すことが不法投棄の減少にもつながると思い、最近、ぜひそうしないといけないと思っている。大塚委員と検討頂いて、ぜひ前向きに進めて頂ければと思う。【嘉門委員長】</p> <p>・解体業の登録や許可の件は嘉門委員と同意見なので、引き続き検討かご相談させて頂きたい。【大塚委員】</p> <p>・排出事業者や処理業者の罰則をさらに強化することと同時に、解体業の許可制度も厳しくすることが直接的な方策ではないのか。【高戸委員】</p> <p>・産業廃棄物処理業の許可が取り消されても、解体業が続けられるケースがある。この場合の不法投棄等の実態把握を踏まえて解体工事の登録制度については、将来的には見直しを進めて欲しい。【大塚(直)委員】</p> <p>・解体工事登録件数について、公表されているがこの数字に対する評価を入れて欲しい。【出野委員】</p> <p>・技術の専門性、高度な資質、人材育成をセットで進めていくことが必要である。【森委員】</p> <hr/> <p>・[再掲]費用負担に対する発注者の意識改革が必要であり、契約書の「見える化」が重要。【崎田委員】</p> <p>・最終的にお金を払う発注者の責任が問題となってくる。【横田委員】</p> <p>・積算根拠が明確になるような見積書を提出して、工事内容を明確化すべき。【村上委員】</p> <p>・下請の告知も書面で伝えるべき。【高戸委員】</p> <p>・元請・下請間の契約書の記載事項として再資源化等施設名、費用などは下請が関与する余地がなく、意味がない。ある自治体には廃棄物処理法違反だと指導されたことがある。【米谷委員】</p> <p>・[再掲]取締りの強化や分別解体の徹底と、発注者の適切なコスト負担に対する理解・意識の向上策とはセットで考えるべき。【清家委員】</p> <p>・全体のコスト状況に見合う契約を結ぶ流れを作ることが重要。発注者への情報提供に加え、契約や情報公開の方法などを新しい仕組みとして検討してはどうか。【崎田委員】</p> <p>・元請業者による再生・処分経路の確認が不法投棄の防止につながるため、優良業者との継続的な取引を基本とすべき。【村上委員】</p> <p>・発注者・元請間の説明・契約等に関する規定について、分別解体のコストが圧縮されがちなので、一般市民の関心を高めることも含めて、この部分が契約などできちんと明確化されることが重要である。【崎田委員】</p> <p>・発注者の費用負担について、啓蒙だけでは足りないのでは。例えば不法投棄について一定の責任を発注者に負担して頂くところまで踏み込む必要があるのでは。【佐藤委員】</p> <p>・やはり発注者がちゃんと費用負担する方法を作っておかないと絵に描いた餅になってしまう。発注者にも不法投棄の場合に何らかの責任を負わせるという方法を検討したほうが良いのでは。【大塚委員】</p> <p>・書面説明・契約書について、制度見直しは重要である。【崎田委員】</p> <p>・分別解体等に関する費用負担についての中間とりまとめの記載は、「検討すべきである」となっているが、もっと強い記載にしても良いのでは。【崎田委員】</p>
(2)再資源化における取組の推進	①特定建設資材の指定品目及び再資源化	<p><b>(再資源化の取組全般について)</b></p> <p>・再資源化コストの高いものを特定建設資材にしても、個人が支出できないので、もっときちんと情報を収集してご判断頂きたい。【清家委員】</p> <p>・P32:新築と解体で分けて記述したほうが今後の議論がしやすい。【平田委員】</p> <p>・P36:委託処理から広域認定へのための矢印が必要。マニフェストは一次・二次に分けて書いて欲しい。【平田委員】</p> <p>・(参考資料について)中間処理業者で処理したものを広域認定制度側に持っていくという流れを明確にする意味で、中間処理業者から広域認定の製造事業者へ矢印をつけて頂きたい。(第2回と同様の意見)【平田委員】</p> <p>・再資源化というのが何を指すのかがあいまいなまま議論がなされている。環境省は長期的な検討課題として、再資源化業者育成の観点から、処理業許可だけでなく、特定品目に関しての再資源化施設の認定について、大枠の仕組みを検討して頂きたい。【米谷委員】</p> <p>・[再掲]中間的整理(案)の規模基準、有害物質、特定建設資材の考え方について、賛成である。この流れでぜひともステップを踏んでいきたいと考えている。【平田委員】</p> <p>・将来的な再資源化物のサステイナブルな利用方法についての記述を追加してはどうか。【清家委員】</p> <p>・再資源化及び再資源化施設概念・定義の明確化が必要である。【米谷委員】</p> <p>・塩ビ管のリサイクルやその他リサイクルについても、事業者によっていろいろな取組が行われているので、そういう記載が入っても良いのでは。【織委員】</p> <p>・「再資源化の定義」の明確化が必要である。【米谷委員】</p> <p><b>ア) 現行の特定建設資材4品目について</b></p> <p>・コンクリートには鉄筋が多く含まれているので、特定建設資材廃棄物に、コンクリート及び鉄から成る建設資材を追加すべき。【高木委員(代理:瀬川氏)】</p> <p><b>イ) その他の建設資材について</b></p> <p>・畳については、構成部材ごとではリサイクルの取り組みがあり、また一般廃棄物にもなりうることから、微妙な商材であり対策がとりづらい部分がある。【平田委員】</p> <p>・追加された品目がリサイクルにどう使われるかということまで考えるべき。【南部委員】</p> <p>・塩化ビニル管・継手は資源有効利用促進法の指定品目であり、建り法との整合性はどうか。【森委員】</p> <p><b>(廃石膏ボードについて)</b></p> <p>・特定建設資材に石膏ボードを追加すべき。ただし、リサイクル率の高い新築系のみを追加とし、解体系は次回とすればどうか。【高戸委員】</p> <p>・石膏ボードについては、リサイクルの受け皿、技術開発の問題を踏まえて検討すべき。【森委員】</p> <p>・石膏ボードは解体時に水をかけると再資源化できない→排出事業者へ責任持たせてきちんと解体させるべき。【横田委員】</p> <p>・廃石膏ボードのリサイクル誘導策として、特定建設資材指定をぜひお願いしたい。【三本委員】</p> <p>・石綿の撤去基準を施工方法に追記すべき。【村上委員】</p> <p>・リサイクル用途が非常に少なく、日本全国に処理施設がない廃石膏ボードを特定建設資材に指定するというのは意味が違う。【村上委員】</p>

項目	着目する論点	委員意見
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・石こうボード再資源化施設の分布図について、土壌改良材向けというのはマーケットと一緒に回っているエリアが限られている。リサイクル体制や技術開発が未確立であることが課題でありながら、この地図がひとり歩きすると、再資源化施設はこんなに整っているではないかということになりかねない。【平田委員】</li> <li>・石こうボードについては、最終的に安定型処分に頼るだけでなく、リサイクルにおける需要拡大や技術の確認等、付加価値を高めてリサイクルを進めて頂きたい。そういう記述を入れて頂けると有り難い。【森委員】</li> <li>・散見される石膏ボードに関する記述について、以下の内容を追加してはどうか。        (①排出量が多い②付着することにより管理型処分場での処分が必要となる③他産業からのフローも考慮)【清家委員】</li> <li>・業界として、アスベストの湿潤処理と石膏ボードの関係する分別方法の提案をしていかなければならない。【平田委員】</li> <li>・石膏ボードは、他産業からの副産石膏使用しリサイクルに貢献している旨の記述を追加してほしい。【平田委員】</li> <li>・石膏ボード付着量・状態の明確化、アスベスト処理との関係など石膏ボードの分別方法について検討の余地がある。【村上委員】</li> <li>・現状では、石膏ボードは下ゴミや混廃として、やむなく安定型処分場で処理されている場合もある。【森委員】</li> <li>・石膏ボードは、まず解体時における分別徹底の措置が必要である。【森委員】</li> <li>・石膏ボードの技術開発について後押しが必要である。【森委員】</li> <li>・石膏ボードに何が問題であるが、正確な現状把握が必要である。【古市委員】</li> <li>・石膏ボードは分別徹底が重要である。【崎田委員】</li> <li>・石膏ボードについては再資源化施設も技術も整備されつつあるので、品目追加する方向で記述した方がよい【高戸委員】</li> <li>・環境安全性の面から、対象を特定建設資材への付着だけに限定すべきでない。【米谷委員】</li> <li>・「現場における分別解体の方法は必ずしも明確でない」の記述は、言葉として違和感があるので、なくても良いのではないか。【清家委員】</li> <li>・「将来の特定建設資材への追加を念頭に…」の記載については、必要ないのではないか。【清家委員】</li> <li>・廃石膏ボードについては、費用や管理型処分場が引き受けられない等の問題があるため、「将来の特定建設資材への追加を念頭に…」の記載は残していただきたい。【後藤委員】</li> <li>・「現場における分別解体の方法は必ずしも明確ではない」の記述は削除して頂きたい【出野委員】</li> <li>・再資源化の取組を急ぐ必要があるため、「早期に」の記述を入れて頂きたい。【松本委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・廃石膏ボードの量の収支が取れていないことが、情報管理の視点から問題である。原因が明らかにならないと対策につながらないのではないか。【古市委員】</li> <li>・今回、廃石膏ボードを特定建設資材への追加を見送ることにより、不適正な処理や不法投棄が発生すると考える。このような問題に対して、先に規制することも必要である。【三本委員】</li> <li>・将来、廃石膏ボード等を特定建設資材としても不法投棄がなくなる保証はない。業界全体が一緒になって進めていかなければならない。【村上委員】</li> <li>・木材が特定建設資材に指定されたことにより、焼却場への持ち込みが大幅に減少している事実もある。【松本委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・廃石膏ボードについては処理施設がないことが問題であり、特定建設資材の指定前から処理施設があった木材の様にリサイクルが進むとは考えにくい。【村上委員】</li> <li>・管理型処分場が非常に少ない。特定建設資材に5年間指定されないのであれば、それに代わる施策を検討していただきたい。【出野委員】</li> </ul> <p><b>(建設汚泥について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業特有の土砂や汚泥は、建設リサイクル法独自の問題として総合的に取り組むことが必要である。【佐藤委員】</li> <li>・建設汚泥について、残土も併せて再資源化を義務づけできないか。また、汚染の話も含めて法に入れ込むことは可能か。残土処分と宅地造成は紙一重であり、何をもって再資源化と考えるか、整理が必要。【米谷委員】</li> <li>・建設リサイクルと建設リサイクル法の対象範囲はしっかり分けるべきである。発生土は廃棄物ではないので、建設リサイクル法の枠外ではないか。【嘉門委員長】</li> <li>・残土と称した不適正処理も多々あり、残土について問題がないとは言えない。【村上委員】</li> <li>・H18.7通知によって建設汚泥が健全な形になってリサイクルが進んだのかの検証は十分行われていないのでは。健全なりサイクルの促進、不適正処理防止について、もう一度スタンスを考え直して頂きたい。【佐藤委員】</li> <li>・建設汚泥は廃棄物からの卒業の基準が厳しすぎるので、きちんとリサイクルされたものについては、早く廃棄物を卒業させて民間で活用するという制度をもう少しはっきりさせて頂きたい。【佐藤委員】</li> </ul>
	②再資源化等完了後の報告のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化の確認、申告を発注者に委ねるのはかなり難しいので、不適正な場合は受注者に申告を義務付けるべき。【杉山委員】</li> <li>・完了報告は、元請から行政へ提出するようにすべき。電子マニフェストの普及には時間がかかるが、事業者への大きなプレッシャーとなる。【大塚直委員】</li> <li>・京都市では細則で完了報告を求めており、全国でもやるべきではないか。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・申告1件のみというのは制度がうまく回っていないので、情報が行政に行くように、廃棄物適正処理の情報システムづくりの中で検討すべき。【崎田委員】</li> <li>・廃棄物の所在がリアルタイムに把握するシステムができれば、問題は解決できる。【野城委員】</li> <li>・電子マニフェストのユーザーインターフェースは不親切であり、携帯端末や二次元バーコードを活用すべき。【野城委員】</li> <li>・アクセスコントロールされた電子マニフェストの共通データベースを、再資源化業者がそれぞれの目的で利用できるようにすることも論点に含めて欲しい。【野城委員】</li> <li>・情報管理については携帯電話の活用などインターフェース改善が進んでおり、法律は遅れている。【後藤委員】</li> <li>・再資源化の促進、適正処理の推進、両方の目的で、物流の透明化・効率化が重要。【佐藤委員】</li> <li>・現場の解体だけではなく、中間処理における分別、再資源化も促進されるような手順が必要(排出事業者の同意を必要とすべきではない)。【佐藤委員】</li> <li>・情報システムを新たに設けるのではなく、一種の社会インフラとして使い回していくべき。具体的には、ID番号での解体届とマニフェストのひもつけなど。【野城委員】</li> <li>・電子マニフェストのアクセス方法(携帯版)は、ソースを民間に公開し良い物を作ってもらえば、さらに普及が進むと考える。【野城委員】</li> <li>・適正処理という観点を強調すると物流情報把握の志向が強くなるが、多様なリサイクル促進の観点からは矛盾する側面があり、法制度での調整は非常に難しい。自主的取組の促進、認証制度の活用をベースにした制度がよい。【佐藤委員】</li> <li>・情報管理の重要性からすると電子マニフェスト普及を前提とすべきだが、それで不足する部分事項や普及するまでの対応について議論が必要。【杉山委員】</li> <li>・元請業者から行政への完了報告や申告の義務化について検討すべきであるが、事前届出が発注者であることから、報告者は元請業者ではなく発注者であるべきではないか。【米谷委員】</li> <li>・完了報告について、不法投棄に対する実質的な発注者責任がなければ、発注者に報告しても意味が余りないというのが現在の状況。都道府県に報告するほうが、少し意味が出てくるのでは。【大塚委員】</li> <li>・発注者への完了報告が、若干形骸化しているのではと危惧している。現実的にはどうか。【森委員】</li> <li>・完了報告の届出者について、発注者(事前)、元請(完了時)と異なるため、法的整理の妥当性を検討すべきである。【米谷委員】</li> <li>・最終報告・情報共有について制度化が重要である。【崎田委員】</li> <li>・主体については、一般市民参画の観点からの再検討が必要である。【崎田委員】</li> <li>・発注者が申告すべき、では現行法のままでもよいとも読める。もう少し「元請業者が(完了報告をする)」という部分を強調して頂きたい。【大塚(直)委員】</li> </ul>

項目	着目する論点	委員意見
(3)縮減に関する取組の推進	①木材の縮減のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の木材縮減規定は、施設がなければやむを得ないという一定の認識をもって良いと思うが、将来的には縮減(単純焼却)はなくしていくを考えながら、施設要件を定めるべき。【酒井委員】</li> <li>・単純焼却はすべきではない。【崎田委員】</li> <li>・木くずの野焼きが多いので、縮減は特別な理由がない限り認めず、縮減する場合はその理由を明記する必要があるのではないか。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・木材の再資源化施設が近くにあっても、木材チップの需要があまりない地域では受け入れてもらえないケースがある。【米谷委員】</li> <li>・木材の縮減はLCAの観点から再検討すべき(CO2以外の環境負荷との比較)。【大塚直委員】</li> <li>・縮減規定の周知徹底や指導強化にとどまらず、縮減を実施する場合は原則としてエネルギー熱回収や化石燃料資源代替がなされることを前提とするといった規定に踏み込んで決めていくべきではないか。【酒井委員】</li> <li>・関東圏のみのデータであるが、既に単純焼却、埋立処分の合計が7%しかないのであれば、ここを徹底抑制するという制限を設けて良いのでは。【酒井委員】</li> <li>・安易に縮減に流れないようにするのが大切である。【崎田委員】</li> <li>・「木材の安易な縮減を防止することは、地球温暖化防止の観点からも重要である」との文章は、マテリアル&gt;サーマルに聞こえてしまう。これまでの政策とのずれが生じるのではないか。【清家委員】</li> <li>・縮減については、社会全体がマテリアルリサイクルにおいても、大きなエネルギー負担とならないような認識ができつつある事を踏まえた方がよい。【酒井委員】</li> <li>・今後縮減については、温暖化対策の中での位置づけを明確化していく対象ではないか。【酒井委員】</li> <li>・今回、現行の縮減規定については見直ししないようだが、今後検討していく方向の記載がよい。【酒井委員】</li> <li>・単純焼却よりもサーマルリサイクルが良いということなら、表現を工夫したほうがよい。【大塚(直)委員】</li> <li>・「不適正な縮減」について、50km圏内の縮減の事と考えるが、明確に記載した方が良いのではないか。【大塚(直)委員】</li> </ul>

項目	着目する論点	委員意見
<b>Ⅲ) 建設廃棄物適正処理の徹底</b>		
(1) 適正処理における取組の推進	① 不適正処理が発生するメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設系の大規模な不法投棄は、中間処理後に行われているというケースが多分にあると認識している。【米谷委員】</li> <li>・不法投棄における排出事業者の定義は不明確である。【村上委員】</li> <li>・中小業者による木造建築物解体工事に関係する不法投棄と、大量の汚泥やCo塊が排出される大規模工事に関係する不法投棄では、形態が異なる。【織委員】</li> <li>・中間処理施設の能力を超えた量が排出された場合、超過分が処理されずに不法投棄になっていることは問題である。【織委員】</li> <li>・不適正処理については、廃掃法の罰則強化や車両表示の義務化、書類携行の義務化等による摘発によって減少していると認識している。【平田委員】</li> <li>・不法投棄件数を見ると、排出事業者が不法投棄や不適正事例に多数関係している。【崎田委員】</li> <li>・不法投棄における排出事業者がどれだというのは非常に不明確である。【村上委員】</li> <li>・不法投棄の第一の原因は、金銭を目的とする悪意の確信犯がやっている。【村上委員】</li> <li>・自治体の環境部局には警察権がなく、迅速な対応がとれないため、大規模事案が発生する。【嘉門委員長】</li> <li>・「自社処理」という言い方について、排出者が「自ら処理」をしなきゃいけない、それが出来ないから委託なのだということで、コスト負担について国民に意識づけをする意味でも、「自ら処理」か「自己処理」という言い方に統一すべき。【平田委員】</li> </ul>
	② 不適正処理の防止策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期保管は、摘発の行い方によっては条例で不法投棄として取り締まることが可能である。【佐藤委員】</li> <li>・不法投棄は、廃掃法におけるマニフェストの強化や契約書の強化等で相当程度減少していると認識している。【佐藤委員】</li> <li>・不法投棄・不適正処理については情報管理、情報のやりとりが必要である。【森委員】</li> <li>・建り法の届出とマニフェストの情報を照合すれば具体的な状況把握が可能であると認識している。【崎田委員】</li> <li>・マニフェスト(電子を含む)を使用しても、必ずしも不法投棄を抑制できるとは限らない。【村上委員】</li> <li>・悪意の第三者に対しては、取り締まりが一番効果的であり、より厳しい取り締まりが必要である。【村上委員】</li> <li>・不法投棄対策では、罰則強化、監視の強化、取り締まりが重要である。【嘉門委員長】</li> <li>・もう少し踏み込んだ不法投棄対策によって、大規模事案をゼロにできる可能性がある。【嘉門委員長】</li> <li>・不法投棄は、廃掃法など別の法律で規制強化を行って取り締まるべきである。【平田委員】</li> <li>・P36: 不法投棄にならないようなマニフェストの仕組みを検討すべき。【南部委員】</li> <li>・[再掲] 廃棄物の所在がリアルタイムに把握するシステムができれば、問題は解決できる。【野城委員】</li> <li>・自社処理が不法投棄の温床になっているので、自社処理にマニフェストを要求することが可能か、議論を進めて欲しい。【大塚直委員】</li> <li>・[再掲] 情報システムを新たに設けるのではなく、一種の社会インフラとして使い回していくべき。具体的には、ID番号での解体届とマニフェストのひもつけなど。【野城委員】</li> <li>・[再掲] 電子マニフェストのアクセス方法(携帯版)は、ソースを民間に公開し良い物を作ってもらえば、さらに普及が進むと考える。【野城委員】</li> <li>・自社処理について、地域住民の中でチェックするネットワークを構築する方法もあるのではないかと。【南部委員】</li> <li>・不適正処理等につながる建設廃棄物の流れがきっちり把握され、情報として伝わるのが重要。【織委員】</li> <li>・[再掲] 適正処理という観点を強調すると物流情報把握の志向が強くなるが、多様なリサイクル促進の観点からは矛盾する側面があり、法制度での調整は非常に難しい。自主的取組の促進、認証制度の活用をベースにした制度がよい。【佐藤委員】</li> <li>・マニフェスト制度について、さらに上乘せをして一生懸命効率化と透明性を上げても、そうでないところで不法投棄は行われており、不法投棄は余り減らない。規制をかければかけるほど、まじめな人に過大なコストをかけて、無法者が喜ぶという制度になりがち。【佐藤委員】</li> <li>・収集運搬の効率性を上げて、かつ運搬の安全性・透明性を上げるシステムを考えないと、中間処理業者に過大な負担を与える。悪徳業者に流れないためにするというポイントで、制度全体の設計を一度直さないと、小手先の計画ではできないのではないかと。【佐藤委員】</li> <li>・建設リサイクルを適正に推進するためには、リサイクルの名を借りた不適正処理等の認識が非常に重要であるが、自家処理の実態がほとんど把握されていない。マニフェストの電子化も遅々として進んでない状況にあるので、排出事業者と受託事業者の電子化を兼ね備えた方向を考えるべきではないか。【南部委員(代理:小畑氏)】</li> <li>・建設廃棄物を自ら処理をする場合には、処理の内容と処理する場所について許可制や登録制にすることが望ましいのでは。【佐藤委員】</li> <li>・リサイクルを進めるとともに、リサイクルに名を借りた不適正処理の防止も同時にバランスをとってやっていくことは非常に重要。【大塚委員】</li> <li>・電子マニフェストの普及も重要だと思うが、自社処理についてはもう10年以上前から問題になっていたと思うので、実態把握のみで先送りになって、次の見直しまで何も出来ないということになってしまっているのかと思う。【大塚委員】</li> <li>・不法行為を行う人を規制するために膨大なエネルギーとコストをかけるのは仕組みとして荷が重い、だからといって透明化しないでしたら不適正処理の行為者が特定できないので、これを解決するのが非常に重要である。【森委員】</li> <li>・公共工事等では、環境省の優良事業者制度や東京都の打算者評価制度等で、ある基準以上の優良業者を採用するというようなことを特記仕様書に入れるなど、処理業者の選定が非常に重要である。【高戸委員】</li> <li>・リサイクルの名を借りた不適正処理については、リサイクルなんか全然しておらず、保管場所の適正の問題や不法投棄そのものである。リサイクルを監視しなければというのはすごく過大であって、現在の法律で十分対応できるのではないかと。【佐藤委員】</li> <li>・良質な業者に負担ばかりかけるのは最悪で、悪徳業者にはより厳しくやらないといけない。具体的取組のところで罰則強化の方向をぜひ入れていただければと思う。【嘉門委員長】</li> <li>・[再掲] やはり発注者がちゃんと費用負担する方法を作っておかないと絵に描いた餅になってしまう。発注者にも不法投棄の場合に何らかの責任を負わせるという方法を検討したほうが良いのでは。【大塚委員】</li> <li>・排出事業者責任を負うのが元請なのか下請なのか、判断がまちまちなので明確にして欲しい。【出野委員】</li> <li>・自ら処理を悪用している業者が多く、解体業界では混乱しているので、高い優先順位で検討して欲しい。【出野委員】</li> <li>・マニフェストの記載には、電子化が必須であると考えられるため、電子マニフェストと記載すべきではないか。【大塚(直)委員】</li> <li>・排出事業者責任については、既に法的判断を含め明確化されているので、「明確化」が議題でなく、「当該者とその範囲について意識の徹底」などの記述を提案したい。【平田委員】</li> </ul>

項目	着目する論点	委員意見
(2) 取締まりにおける取組の推進	①パトロール等の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[再掲] 長期保管は、摘発の行い方によっては条例で不法投棄として取り締まる事が可能である。【佐藤委員】</li> <li>・[再掲] 不法投棄・不適正処理については情報管理、情報のやりとりが必要である。【森委員】</li> <li>・[再掲] 悪意の第三者に対しては、取り締まりが一番効果的であり、より厳しい取り締まりが必要である。【村上委員】</li> <li>・[再掲] 不法投棄対策では、罰則強化、監視の強化、取り締まりが重要である。【嘉門委員長】</li> <li>・[再掲] 自治体の環境部局には警察権がなく、迅速な対応がとれないため、大規模事案が発生する。【嘉門委員長】</li> <li>・[再掲] 不法投棄は、廃掃法など別の法律で規制強化を行って取り締まるべきである。【平田委員】</li> <li>・パトロールから得られる現場の実態、行政処分の実態を関係者にフィードバックすることが非常に重要。業界の底上げにもつながる。【森委員】</li> <li>・全てのものをリサイクルするのは困難であり、残さについては、報告義務を努力するという事を取り締まりの中でやっていくべき。【南部委員】</li> </ul>
	②現場状況把握の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出済シールは義務化してほしい。【高戸委員】</li> <li>・届出済シールを実施してもらいたい。【森委員】</li> <li>・[再掲] 事業者、周辺住民の意識向上や啓発のため、現場標識に法律の意味を記載してはどうか。【清家委員】</li> </ul>
	③行政における情報共有等の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[再掲] 建り法の届出とマニフェストの情報を照合すれば具体的な状況把握が可能であると認識している。【崎田委員】</li> <li>・届出情報など全体のリサイクル実施情報がつながって把握できるような仕組みをどう担保するか、きちんと話し合っていくことが大事。【崎田委員】</li> <li>・公益に資するための情報利用は個人情報保護の障害にはならず、絶対にやらなくてはならない。情報共有が進んで、初めてパトロールの効率的運用も実現するのではないか。【大塚浩委員】</li> <li>・特定行政庁と環境部局の情報共有について、将来的には電子情報で一貫処理されるのが望ましく、八都府市から国へシステムの構築を要望している。【森委員】</li> <li>・個人情報保護の関係で、特定行政庁と環境部局の情報共有がスムーズでない。廃棄物処理法のような関係行政機関への照会規定も持つべきではないか。【森委員】</li> <li>・[再掲] 公益に資するための情報利用は個人情報保護の障害にはならず、絶対にやらなくてはならない。情報共有が進んで、初めてパトロールの効率的運用も実現するのではないか。【大塚浩委員】</li> <li>・行政間の連携については、しっかり運営する方向で見直すべきである。【崎田委員】</li> <li>・情報共有について、「今後、時期を見て検討し、措置を講ずる」という、記載にしたほうが良いのでは。【崎田委員】</li> <li>・個人情報の公益利用は全て個人情報保護の障害にならないわけではないため、「この場合」と限定した文言を入れて頂きたい。【大塚(浩)委員】</li> <li>・行政から、優良解体業者や優秀なリサイクル業者等の情報提供ができるようなシステムが必要である。【横田委員】</li> <li>・環境部局と建設部局との情報の密接な共有について、具体的記載を追加したほうが良いのでは。【横田委員】</li> <li>・情報の共有化については、まず排出事業者の整合性を持たせることが課題である。【森委員】</li> </ul>